

計画作成年度	令和4年度 (令和7年7月14日変更)
計画主体	紀の川市

紀の川市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 紀の川市農林商工部林務課
 所在地 和歌山県紀の川市西大井338番地
 電話番号 0736-79-3927
 F A X 番号 0736-79-3928
 メールアドレス k080300-001@city.kinokawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

< 目 次 >

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	P1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する 基本的な方針	P1
(1) 被害の現状（令和3年度）	P1
(2) 被害の傾向	P1
(3) 被害の軽減目標	P2
(4) 従来講じてきた被害防止対策	P2
(5) 今後の取組方針	P3
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	P3
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	P3
(2) その他捕獲に関する取組	P4
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	P5
(4) 許可権限委譲事項	P6
4. 防護柵の設置等に関する事項	P6
(1) 侵入防止柵の整備計画	P6
(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組	P7
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	P7
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、 又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	P7
(1) 関係機関等の役割	P7
(2) 緊急時の連絡体制	P8
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	P8
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての 利用等その有効な利用に関する事項	P8
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	P8
(2) 処理加工施設の取組	P8
(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の 取組	P8
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	P9
(1) 協議会に関する事項	P9
(2) 関係機関に関する事項	P9
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	P9
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	P10
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	P10

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ヒヨドリ、カラス、カワウ、シカ、
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	紀の川市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
農作物被害		
イノシシ	果樹、水稻、野菜	11,799 千円 6.95ha
アライグマ	果樹	4,931 千円 0.83ha
ヒヨドリ	果樹	4,002 千円 0.88ha
カラス	果樹	10,497 千円 2.00ha
シカ	果樹、野菜	2,613 千円 0.90ha
その他	果樹	646 千円 0.05ha
小計		34,488 千円 11.61ha
水産被害		
カワウ	アユ	10,718 千円
小計		10,718 千円
計		45,206 千円 11.61ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

紀の川市における鳥獣被害の大部分はイノシシが占め、防護柵等の設置を要する園地が急増している。被害発生地域は、山間部の森林域隣接農地に加え、近年は丘陵部や平野部の民家近くまでの出没が確認され、農作物被害だけでなく、人的被害も懸念されている。アライグマについても同様に、山間部のみならず平野部・民家侵入の被害も増加している。シカについては、目撃及び被害報告が多く寄せられており、新芽等の被害が増加している。 また、鳥類（ヒヨドリ、カラス）被害についても、果樹を中心に多く発生している。一方、水産被害については、紀の川及び貴志川におけるカワウによるアユの被害が継続して発生している。
--

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
農作物被害				
イノシシ	11,799 千円	6.95ha	10,029 千円	5.90ha
アライグマ	4,931 千円	0.83ha	4,191 千円	0.70ha
ヒヨドリ	4,002 千円	0.88ha	3,401 千円	0.74ha
カラス	10,497 千円	2.00ha	8,922 千円	1.70ha
シカ	2,613 千円	0.90ha	2,221 千円	0.76ha
その他	646 千円	0.05ha	549 千円	0.04ha
小計	34,488 千円	11.61ha	29,313 千円	9.84ha
水産被害				
カワウ	10,718 千円		9,110 千円	
小計	10,718 千円		9,110 千円	
計	45,206 千円	11.61ha	38,423 千円	9.84ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	講じた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 猟友会への有害捕獲の委託により、狩猟＋有害での捕獲を推進してきた。また、有害捕獲については、県補助と併せ、捕獲経費への助成を実施している。 ・ アライグマ檻については、一般市民に無償貸与して捕獲を実施している。	・ 猟友会の方々への負担増や高齢化などにより、捕獲の担い手が減少。また、野生獣の生息数が増加しているため、捕獲のみによる対策では、被害を抑制できない。 ・ 捕獲頭数が増加した場合の最終処分の方法。 ・ 民家付近で出沒した個体の対応。
防護柵の設置等に関する取組	県補助事業（農作物鳥獣害防止総合対策事業）の活用及び市補助事業（紀の川市有害獣被害防止対策事業）を活用し防護柵（電気柵、ワイヤメッシュ柵）の設置を支援。 令和3年度実績は、次のとおり。 県事業 受益面積 1.9ha 市事業 受益面積 10.9ha	・ 老朽化した柵の更新 ・ 鳥獣害防止に関する啓発（耕作放棄地での放任果樹伐採、廃棄農作物の処理、適正な柵等の設置方法）

生息環境管理その他の取組	・被害に係る鳥獣の生息状況及び生息環境の把握。 ・集落内での研修、狩り払い等への参画、放任果樹の除去等集落活動としての取組を推進。 ・専門的知識を有する人材の育成。	・高齢化、少子化が進む中での人材の確保
--------------	--	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

紀の川市における被害軽減のためには、防護と捕獲の両方を同時に実施し、園地は柵等で守り、捕獲強化により全体個数を減少させる必要がある。 防護柵については、既に設置されている柵の補修・点検などを研修会等で啓発することで被害防止の強化を図る。また、国庫事業や県単独事業などを活用し、広域に防護することにより、集落がまとまり、鳥獣被害防止の意識を高める。 捕獲については、緊急時及び被害が集中している地域へは実施隊の出動要請や猟友会による日々の有害捕獲により被害軽減を図る。さらに農家自身にも狩猟免許取得を推進する。 加えて集落全体の餌場価値を下げていくには一人ひとりの意識改革が重要であることから、集落としての放置果樹や収穫残渣の除去などの取組を引き続き推進する。 令和7年度において被害金額・面積で概ね1.5割減（令和3年度比）を目指す。
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

紀の川市鳥獣被害対策実施隊による出動要請。 ・実施隊員数 (猟友会・市職員) 猟友会と連携し有害捕獲活動を行う。 ・和歌山県猟友会紀の川・岩出支部(225人※令和4年3月末) 「内訳」紀の川市156人・岩出市49人
--

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について

記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ アライグマ シカ	・ 紀の川市鳥獣被害対策実施隊及び猟友会による捕獲により、被害防止に努める。 ・ 国の補助金を活用し、購入した捕獲檻による捕獲。 ・ 猟友会への補助金の交付を継続して、狩猟免許の取得支援や、会員（捕獲の担い手）の養成と確保に努める。
	ヒヨドリ カラス カワウ	・ 紀の川市鳥獣被害対策実施隊及び猟友会による銃での捕獲を実施。
6年度	イノシシ アライグマ シカ	・ 紀の川市鳥獣被害対策実施隊及び猟友会による捕獲により、被害防止に努める。 ・ 国の補助金を活用し、購入した捕獲檻による捕獲。 ・ 猟友会への補助金の交付を継続して、狩猟免許の取得支援や、会員（捕獲の担い手）の養成と確保に努める。
	ヒヨドリ カラス カワウ	・ 紀の川市鳥獣被害対策実施隊及び猟友会による銃での捕獲を実施。
7年度	イノシシ アライグマ シカ	・ 紀の川市鳥獣被害対策実施隊及び猟友会による捕獲により、被害防止に努める。 ・ 国の補助金を活用し、購入した捕獲檻による捕獲。 ・ 猟友会への補助金の交付を継続して、狩猟免許の取得支援や、会員（捕獲の担い手）の養成と確保に努める。
	ヒヨドリ カラス カワウ	・ 紀の川市鳥獣被害対策実施隊及び猟友会による銃での捕獲を実施。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
和歌山県第13次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。	
・イノシシ 有害捕獲頭数は、令和元年度852頭、令和2年度1,015頭、令和3年度151頭と令和2年度から3年度にかけて激減し、これは令和2年度で県下全域において、豚熱が発生したためであり一時的な被害軽減と考えられるため5年度以降も年間800頭の捕獲計画とした。 ・アライグマ 近年は捕獲頭数が増加しているにもかかわらず農作物被害は増加傾向にある。農作物被害を減少させるため、捕獲圧を高めて着実な被害減少を目指す必要があることから、従来以上の年間900頭の捕獲計画とした。 ・ニホンジカ 近年は捕獲頭数が増加しているにもかかわらず農作物被害は増加傾向にある。農作物被害を減少させるため、農地周辺に出没する個体を中心に捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。また、ニホンジカについては適正な個体数調整のため、現場の状況を踏まえ、管理捕獲の協力・推進等を行う。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	800頭	800頭	800頭
アライグマ	500頭	500頭	900頭
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽
カラス	200羽	200羽	200羽
カワウ	200羽	200羽	200羽
シカ	300頭	300頭	300頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・有害鳥獣捕獲については、猟友会を中心に一般市民の協力も得ながら、「わな」「檻」「銃」等の手段を用いて実施。 ・有害捕獲実施期間については、猟友会は4月1日から10月24日まで、紀の川市鳥獣被害対策実施隊については、年間を通じて取り組めるよう設定している。 ・捕獲場所については、捕獲実績に基づき捕獲頻度の高いエリアや市民からの出没情報の提供があった場所を主とする。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は、イノシシ、ニホンジカといった大型獣の捕獲に有効である。農地近辺に出没する個体を効率的に捕獲することができる。4月～10月に実施する捕獲活動において、ライフル銃を所持する実施隊員によりライフル銃を用いた有害捕獲を実施する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・シカ アライグマ等	電気柵、ワイメッシュ等 受益面積20ha (中山間部及び平野部)	電気柵、ワイメッシュ等 受益面積20ha (中山間部及び平野部)	電気柵、ワイメッシュ等 受益面積20ha (中山間部及び平野部)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・シカ アライグマ等	定期的な見回り・補修等を行う。	定期的な見回り・補修等を行う。	定期的な見回り・補修等を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	全て	- 被害に係る鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に取り組む。 - 集落内での研修、啓発活動や狩り払い等への参画、放任果樹や収穫残渣の除去などの集落活動としての取組を推進する。 - 専門的知識を有する人材育成に努める。(和歌山県農作物鳥獣害対策アドバイザー認定制度を活用)
6年度	全て	- 被害に係る鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に取り組む。 - 集落内での研修、啓発活動や狩り払い等への参画、放任果樹や収穫残渣の除去などの集落活動としての取組を推進する。 - 専門的知識を有する人材育成に努める。(和歌山県農作物鳥獣害対策アドバイザー認定制度を活用)
7年度	全て	- 被害に係る鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に取り組む。 - 集落内での研修、啓発活動や狩り払い等への参画、放任果樹や収穫残渣の除去などの集落活動としての取組を推進する。 - 専門的知識を有する人材育成に努める。(和歌山県農作物鳥獣害対策アドバイザー認定制度を活用)

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

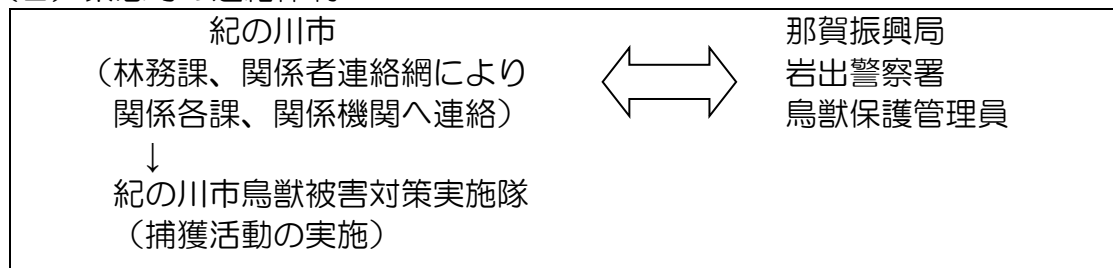
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
紀の川市	情報収集、連絡調整
那賀振興局	情報収集、連絡調整
岩出警察署	情報収集、緊急時における活動協力
紀の川市鳥獣被害対策実施隊	捕獲活動
鳥獣保護管理員	活動協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣については、捕獲者が解体し、肉等を有効に利用することを基本とするが、やむを得ない場合は、捕獲場所付近に埋設処理するなど、環境に影響を与えないよう適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園等 でのと体給餌、学 術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	紀の川市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
紀の川市	被害防止計画の作成と見直し、鳥獣捕獲の担い手の育成、被害実態調査、防止対策の情報収集
地元農業者代表	対策の実施指導、捕獲の実施（わな猟）、被害情報の提供
和歌山県農業協同組合 紀の里地域本部	対策の実施指導、捕獲の実施（わな猟）、被害情報の提供、対策の啓発推進
紀ノ川農業協同組合	対策の実施指導、捕獲の実施（わな猟）、被害情報の提供、捕獲鳥獣の有効利用情報の提供
和歌山県農業共済組合北部支所	農業共済制度による被害情報の提供
猟友会紀の川市総合分会	捕獲の実施（銃猟） 捕獲鳥獣の有効利用情報の提供
紀ノ川漁業協同組合	捕獲鳥獣の被害実態調査、防止対策の情報収集
農作物鳥獣害対策アドバイザー	鳥獣の生態情報の提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県	市町村被害防止計画の実施に関し、情報の提供、技術的な助言、その他必要な援助 広域における、生態情報及び被害情報の提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

紀の川市鳥獣被害対策実施隊 ・実施隊員は、猟友会員・市職員で構成 紀の川市鳥獣被害対策実施隊の活動内容 ・追い払い、刈払いや餌場の除去 ・個体の捕獲
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止対策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

紀の川市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）が中心となり、被害状況の調査や有効な被害防止対策の情報収集、また、被害防止対策を実施・推進していくが、各種団体、自治会、中山間直接支払制度における協定締結集落及び農地・水・環境保全向上対策事業における活動組織においても積極的な参加を促し、防止施策への取組を進めていく。

また、関係機関・近隣市町との連携を強化し、広域的な防護対策を検討し被害防止に努める。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

更なる被害防止施策の推進にあたり、紀の川市鳥獣被害防止対策協議会を中心に総合的な鳥獣被害防止活動に取り組み、近隣市町村とも連携を図り、被害防止に努める。また、鳥獣被害の防止については、近隣耕作者同士の連携・地域ぐるみでの取組に対する理解と協力が必要不可欠である。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。